

財団法人 福岡出張所

第十條 會社に於て相當の理由ある時は何時にても解雇せらるゝも決して異議なき事

第十一條 爾今御社又は嘉穂自動車組合にて新設の請定は總て既契約條項として御取扱を承認す

第十二條 給料は日給金 圓 錢也にして扶助令に因る計算も上記金額を基準計算する事を承諾し後日異議申立てざる事

第十三條 本誓約書に基因訴訟行爲發生したる時は福岡地方裁判所飯塚區裁判所を以て合意の上裁判管轄する事に同意す

第十四條 前條に依りて會社か原告として訴訟行爲を爲したる時は法定訴訟費用及辯護士料債權保存の爲に要したる費用をも負擔する事を同意す

追而本誓約書有効期間は入社當時より退社迄とす在社中の出來事に付ては退社後と雖も在社中として處理する事に同意す會社

財団法人 福岡出張所

の給與手當の外は如何なる名稱にても本人又は代理人を以て請求を爲さざる事

右の通り違背致す間敷誓約書差入候也

昭和 年 月 日

右本人運轉手

縣 郡

大字

番地

右連帶保證人

全 全

父

母

兄

弟

九州自動車株式會社

殿